

議案の説明をいたします前に、一言申し上げます。

去る9月19日ご逝去されました故 下村 勳 議員に対しまして、執行部を代表いたしまして、謹んで哀悼の意をささげたいと存じます。

心からご冥福をお祈り申し上げます。

様々なことが去来いたしますが、ここでは、ご生前の県政に対する数々のご貢献に対しまして、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、ただいま提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議第134号は、一般会計の補正予算でございます。

今般、支払い事務の審査において、源泉所得税の徴収漏れが見つかり、改めて、全庁で自己点検を実施しました結果、4所属で合わせて14件の徴収漏れ、22件の納付遅れが判明いたしました。

このため、国に納付すべき、不足していた源泉所得税ならびに延滞税および不納付加算税を計上するものでございます。

今回の事例は、本来、源泉徴収の対象とするべきところを、事業主の名称や支出科目から誤認したことが原因であり、研修等を通じた職員への周知徹底、また、支出審査等の強化や指導を徹底するなど、再発防止に向けて全庁で取り組み、信頼回復に努めてまいります。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。